同 鬚鳥俊次郎仝
佛光寺大宮西入三丁目
同 杉本正二郎
同 沖野髦三郎仝
富小路三條上ル
同 近藤寅五郎
木村己之助仝
佛光寺高辻東入
同 鈴木勝次郎
油小路五條下ル
同 井原正二
本町十九丁目
同 小林忠次郎
猪鹿松原上ル
同 米田定次郎
糊置部員坂本岩次郎仝
住所不詳
同 鷲尾丈太郎
友仙部員鳥山博三仝
三條千本東入
同 廣瀬新太郎
壬生東車前
同 小島作次郎
三條通坊城東入
同 水安太郎
四條千本西入
同 中野太七
見島宇一仝
府下乙訓郡向日町
同 鈴木末雄
名古屋市名古屋町三丁目
同 早川多喜三
伏見町竹田口
同 河内有一
伊藤清三郎仝
紀伊郡伏見町白銀町
同 田中虎之進
北海道十勝國中河郡下織部
同 近藤傳次郎
東幸次郎仝
同 福井縣入野郡鳥村佐瀬江
同 山崎友吉
本町十九丁目
同 早島宇一仝
滋賀縣犬上郡川瀬村
同 澤田伊八
岐阜縣元屋郡一色村長尾
同 盛山勘六
安田工場職工
同 下京綾小路大宮西入
山下寅次郎
總布再整部員佐々木政次郎仝
醒ケ井五條下ル
同 松岡菊次郎
御召再整部員小野木兵助徒弟
滋賀縣滋賀郡南情村
同 池田みを
下京朱雀野村野口町
同 若林晋吉
友仙部員横田新三郎仝
滋賀縣栗田郡下田上村字森
同 淺川宇之助
同 同 南田彌三郎
同 同 宇羽栗

◆公示第十九號

左記ノモノ示談又ハ年期滿了ニ付解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正七年八月廿五日

京都染物同業組合
副組長 木村勘兵衛

諸色染部員加藤伊三郎徒弟
同 八木佐一郎
總布再整部員伊藤安太郎仝
同 木忠良
同 西岡紋藏
同 種田宗吉
大野藤太郎仝
同 米倉進一郎
同 酉川久十郎
同 水上孫太郎
同 玄手外次郎
古田健太郎仝
同 武田清平
同 木村榮二郎
同 野口末吉
同 橘義雄
北村義太郎
同 畑中惠一郎
信樂菊藏仝
同 谷良造
山本長太郎
同 羽田元三郎仝
谷田發郎
友仙部員八木伊三郎職工
同 島野菊松
松浦勇次郎仝
同 山本重次郎
同 長田政三
鳥山博三徒弟
同 青木安次郎
木内晴三郎仝
同 小野正一
同 東幸次郎仝
村木駒吉

◆公示第二十號

左記ノモノ爾今組合員ニ於テ傳使スルコトヲ停止ス

大正七年八月廿五日

京都染物同業組合
副組長 木村勘兵衛

總布再整部員德田新次郎徒弟
小林健藏
同 小畑作次郎
同 桝形清次郎仝
山本市太郎
張物部員松浦與吉郎仝
田畑豐作
浸落部員大塚建一郎仝
野路豐志

雜報

解決ヲ見ル迄ハ一時同業者ニ通告シ其注文ニ對シ取引急停止スル事アルヘシ

第十二條 部員ハ職工徒弟ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一職工トハ部員ニ傳使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一部員ハ同業者ノ職工徒弟ヲ許諾ナクシテ使傳スヘカラス

一組合及部員ハ職工ヲ雇入停止、禁止ヲ受ケタル職工徒弟如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一從業中疾病又ハ事故ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工徒弟ヲ傳使スルトキ又ハ解傳シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ヲヘシ

一職工徒弟ニ対シテハ成ルヘク業務ノ餘暇普通學ヲ教修セシムヘシ

一徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ請求ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條 部員ハ左ノ項目ノ一ニ該當スルモノアルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ善行褒賞ノ下附ヲ申請スヘシ

一斯業ノ改良發達ニ裨益ヲ與ヘタルモノ

一品行方正ニシテ公務ニ精勵シ特務ノ功績アルモノ

一製約年限ヲ滿了シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

部長ハ項ノ周知ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ之ヲ附シ組合ヘ答達スヘシ

第十四條 部員ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ヘシ

第二章 加入脱退

第十五條 一切ノ業務ニ關シ他營業上異動ヲ生シタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ヲヘシ

第十六條 廢業者ニシテ屆出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スルマデハ部及區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章 權利義務

第十七條 部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一部員ハ部ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ヲナスコト

一部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一部ノ事務ニ干與スルコト

一部ノ業務又ハ會計財產等ニ關シ部長ニ說明ヲ求ムルコト

一部經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一部規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一役員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ臨檢諮詢ニ對シテハ確實ニ答辯シ拒抗スルコトヲ得ス

第五章 役員ノ資格權限並ニ選擧

第十八條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一部 長 一名
一副 部 長 一名
一會 計 一名

第十九條 役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區内ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十條 左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得ス

一重要物產法ノ處罰ヲ受ケタルモノ

一組合及部區ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一組合部、區ノ經費ヲ怠納セルモノ

一其他扶律上ノ處分ヲ受ケ五ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十一條 役員ノ權限ハ左ノ如シ

一部長ハ部ノ事務ヲ總理シ部ヲ代表ス

一部長ハ部會及部總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ代理ス

一會計ハ部經費ノ收支並ニ會計用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス

一其他部會ニ提出スヘキ議案報告ノ編纂

第二十二條 役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ投票ノ多數ニ依ル但シ同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第二十四條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ役員ハ組合定款第四十三條ノ理由アルニアラサレハ辭任スルヲ得ス

第六章 區ニ關スル規程

第二十五條 本部ハ各區ニ幹事正副二名ヲ置キ區務ヲ處理ス

第二十六條 區ニ規約ヲ設クル必要アルトキハ區總會ニ於テ之ヲ制定シ部長ヲ經テ組合組長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十七條 區員ノ利害ニ關シ會議ヲ開ク場合ハ區總員ヲ委員トシ之ヲ附議スヘシ其招集ハ幹事之ヲ行フ

第二十八條 區員百名以上ノ區ニアリテハ區員中ヨリ選擧セル委員ヲ以テ委員會ヲ組織シ總會ニ代フルコトヲ得ル

第二十九條 區役員委員ノ資格權限、選擧、會議等ニ關スル規程ハ部規約ノ條項ヲ準用ス

第七章 會議ニ關スル規程

第三十條 當部ハ重要ナル事項ヲ審議スルタメ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員十五名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第三十一條 部會ノ權限ハ左ノ如シ

一部ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル調査事項

一部經費收支豫算賦課徵收法並ニ決算財產目錄ノ認定

一組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第三十二條 部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ部總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十三條 會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ前二時迄豫報スルコトヲ得ル

第三十四條 會議ノ決議ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第三十五條 工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及部規約ノ改正刪除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十六條 總會ハ每年一月、七月兩期ニ之ヲ開キ部務ヲ報告スヘシ但シ緊急事項アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得ル

第三十七條 會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席屆ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ部長ニ委任シテ決議權ヲ行ハシムルコトヲ得ル

第三十八條 會議ハ議事錄ヲ製シ其決裁事項又ハ選擧ノ顚末、出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第三十九條 決議事項ハ部長ヨリ組合組長ニ報告シタル後ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第四十條 部會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第八章 會計ニ關スル規程

第四十一條 會計ニ關スル規程ハ京都染物同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第九章 違約者處分法

第四十二條 部員ニシテ左ニ掲クタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ

一取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナサヽルモノ

一注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ

一不正行爲ヲ以テ部員ノ信用ヲ害シ又ハ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケルモノ

一部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ使用シタルモノ

一部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◎公示第廿一號

左記ノモノ職工及徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正七年九月二十五日

京都染物同業組合
副組長　木村勘兵衛

友仙部員加藤合名會社徒弟　同　藤田市太郎
同　小谷元次郎
同　安藤喜久次郎
同　北村直三郎
同　中島友吉
同　花部菊太郎
同　安田定吉
同　山田信太郎
同　真次郎
同　森田定藏
御召再整部員高橋長次郎徒弟
同　芝原鉉次郎
張物部員上田義一徒弟
友仙部員木村巳之助職工
同　長澤忠吉全
同　富江一藏
同　田中安太郎
同　小七
同　井圓
同　井上清次郎
同　岩倉米次郎
同　中村常次郎
同　高野新太郎
同　岡田廣三郎
同　鈴木翠之助
同　高野新太郎
同　藤之助
同　八木勇次郎全
同　堤次郎
同　村井幸次郎
同　尾原平次郎
同　久保孟敦
同　藤田ナヲミ
同　武田武之助
同　山本松之助
同　林武一

同　濱田熊藤
同　石黒與吉
同　中村兼次郎
同　小南桂太郎
同　宗太郎
同　櫛本虎次郎
同　久太郎
同　國吳村藤三郎
同　押谷春三郎
同　佐藤博一
同　上田甚太郎
同　北村太三郎
同　松田太三郎
同　淺野音次郎
同　平井保次郎
同　金子作
同　柳澤義司
同　大塚仁吉
同　濱田良藏
同　今村太藏
同　中山忠義
同　中平新太郎
同　中島岩太郎
同　櫛本左衛門
同　辻藤新三郎
同　不破小左衛門
同　長左衛門
同　細口留吉
同　笠川佐一郎
同　山中長藏
同　吉藏
同　安澤平次郎
同　堤喜七
同　西澤千代藏
同　小仙吉
同　久民十郎
同　近藤友次郎
同　長谷川艶之助
同　濱田市太郎
同　淨野栄三郎職工
同　淨野分工場同
同　佐藤末吉同
同　佐藤末吉全
同　佐藤末吉全
同　百村勝治郎全
同　兼松茂八全
同　湯淺貞吉全
同　竹中半次郎全
同　山口秀吉全
同　淨野分工場全

京都染物同業組合

一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傭使シタルモノ

第四十三條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科スモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク役員委員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト雇傭契約ヲナシタルモノ

一不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傭使シタルモノ

一雇傭期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ

一職工徒弟ヲ理由ナクシテ飲養セサルモノ

一就業中疾病ニ罹リ又ハ傷病ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第四十四條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ

一職工及徒弟ヲ傭使シ登記ヲ受ケサルモノ及之レヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十五條　前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ但シ前項違約事項ニ對シ處分決定害勝本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附　則

第四十六條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆帶地の金糸變色に就て　近時濫朱子帶地に織込まれたる金糸の變色するもの夥しく當試驗所へも之れが原因鑑定を依頼し來れる向もあるが之れが染色を試驗するに經糸の絹糸は普通植物性染料に鐵媒を施せるものにして其線糸なる錦糸は硫化黑色染料を以て染められあるを見らんには決して染色業者に於て本染法を使用せざるべし只だ單に錦糸の黑染とのみにして其工賃も非常に低廉なる時は硫化染料を用ふるも無理ならぬ事なり

今後は染業者に於て其用途を確め且つ硫化染料を用ひたる際は其由を問屋に設明し置くべき義務もあらん

金糸の變色せる狀態を見るに多くは織上げ後貯藏せる間に變色せる物なるが甚しき物に到りては製織工程中既に一部分の變色を來せるもあり何れにしても硫化物は早晩金糸の變色を促せども硫化染工程不完全にして硫化物の殘溜甚しく且つ裏糊の多かりし物は一層其變色速かにして且つ甚しきが如し即ち裏糊を施せる際に硫化曹達の殘溜物及遊離の硫黄分を誘ふて浸出するが故なり

又黑朱子帶にして金糸を織込みあらざる物と雖も硫化染料にて線糸の染められたる物は仕立上げ後使用せんとする際に經糸の銀糸が脆化されて切斷さるゝ事もありと聞く

近時不完全なれども米國より比較的安價なる黑色直接染料輸入し來れるを以て從來各所に在庫品となれる一龍會黑色染料も亦廉價となれるを以て其工賃の安價なる事も餘程苦痛も減せられたるならん

尚ほ之れにても染料高にして工賃引合はずとの事ならば單寧鐵又は植物性染料に鐵媒染法を施し尚ほ色合浸き時は鹽基性染料の上掛けすべし鹽基性染料は濃度ある品も安價にて得られ品豐富なれば充分に使用し得べし

◆組合各部工賃値上げ　物價騰貴に依り組合各部は漸次總會を開き左記の通り工賃値上げの決議をなせり

一絹帛練物部　工賃九月一日ヨリ三割上ゲ
一小紋紺染部　同　上
一洗色拔部　同　八月廿日ヨリ三割上ゲ
一紋模様糊置部
内
模様糊置工賃ハ九月一日ヨリ三割上ゲ
紋糊置ハ左記ノ通最低工賃標準ヲ定メ九月一日ヨリ實行ノコトニ決議ス

一三ツ紋　金拾錢
◆同　（引幕以下）
一五ツ紋　金拾錢
一三ツ紋　金七錢
◆絞物ノ部
一五ツ紋　金拾七錢
一三ツ紋　金拾參錢
但シ仕入、絞ノ別ナク耳當別到其他手間物ハ割增金ヲ申受ク

一茶染部　工賃九月一日ヨリ三割上ゲ

其他の部分は順次決定する筈にて組合事務所に於て逐日總會を開催せり

◆評議員會　去る十四日午後四時より開催し米價暴騰に伴ひ組合員の實況を調査し其結果に依り應急策を講ずる事其他染業部員の申請に係る規約違反處分の件等を附議せり

◆紋模様糊置部及練物部　部規約の改正を機とし部内に區を設け[illegible]屬する營業狀態に鑑み相統一する事を便なりとし紋模様部は紋糊置區模様糊置區の二區とし練物部も亦絹布練區綿練區の二區に分ち聯合事務の外は單獨に處決せしむる事に決議し各部員を選擧する筈

◆茶染部々長選擧　前部長森井喜一郎氏死去以來缺員なりしが去る日臨時總選擧を行ひたるに部長に木村勘兵衛氏、副長に上田清太郎氏各當選就任せらる尚ほ同部に來る廿八日午後六時總會を開催し今後に於ける諸般の方針を定め大に活動する筈なり

染料新製品發賣
東京化學工業株式會社製品
クリサミン
コンゴーレット
今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上御用命被仰付度奉願上候
◆見本御入用ノ節ハ御一報次第直チニ御送リ可申上候
大阪市西區八條中通四丁目三〇五番地
東京化學工業株式會社關西代理店
富田直平
電話西三七九六番

發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所
發行兼編輯人　高谷復次郎

◎公示第廿二號

左記ノモノ年期終了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正七年九月廿五日

京都染物同業組合
副組長　木村勘兵衛

友仙部員川村泰助徒弟　同　澤田伊八
同　夏川留次郎
引染部員八木喜作全　同　元木肇
同　吉江和吉全　同　加納爲一
友仙部員淨野分工場職工　小林伊太郎
同　野木慶之助
同　森田菊之助全
同　竹中半次郎全
同　友高鶴吉全
同　丸尾政吉全
同　細井繁太郎全
同　小林正太郎全
同　岡馬俊次郎全
同　藤本忠次郎全
同　吉浪勢吉全
同　谷口彌三郎全
同　金澤儀三郎全
同　佐々木健三郎全
同　杉本庄次郎
同　西澤平次郎
同　岡本安太郎
同　佐々木厚吉
同　松田辰之助
同　淺川政次郎
同　山本金次郎
同　林田廣吉
同　北村芳太郎
同　渡邊新三郎
同　河松兼一
同　竹中安次郎
同　藤田小三郎
同　谷口稲三郎
同　水谷喜三郎
同　余座平次郎
同　西川留之助
同　杉本庄次郎
同　岡本安太郎
同　佐々木厚吉
同　松田辰之助
同　淺川政次郎
同　山本金次郎
同　久城仙太郎
同　山田金吉
同　來田金三郎
同　松井正一
同　加藤宗一郎
同　安田貞三
同　佐々木巳之吉
同　林房次郎全
同　古澤仙一全
同　合資會社京都友仙工場全
同　野村曼次郎全
同　谷松之助
同　中村清次郎
同　池田末吉
同　北村庄次郎
同　中西春太郎
同　森喜次郎
同　中西喜次郎
同　片岡甚三郎
同　山本常次郎
同　松岡磯之助
同　吉木熊登吉
同　青木庄次郎
同　井上末吉
同　松村宇三郎
同　安田貞三
同　佐々木巳之吉
同　館瀧藏
同　谷松之助
同　中村清次郎
同　池田末吉
同　北村庄次郎
同　中西春太郎
同　森喜次郎
同　中西喜次郎
同　片岡甚三郎
同　山本常次郎
同　松岡磯之助
同　吉木熊登吉
同　杉本庄次郎
同　西澤平次郎
同　岡本安太郎
同　佐々木厚吉
同　松田辰之助
同　淺川政次郎
同　山本金次郎
同　若林貫治全
同　松浦男次郎全
同　初田秀三郎全
同　森田菊之助全
同　大原金十郎全
同　新谷拾次郎全
同　友高鶴吉全
同　岩井榮次郎全
同　井上英太郎全
同　長澤忠吉全
同　岡馬俊次郎全
同　百村勝次郎全
同　岩井榮次郎全
同　吉川淺太郎全
同　森田菊之助全
同　鳥山博三全
同　門角善吉全
同　伊藤コウ全
同　長谷川政吉全
同　佐藤末吉全
同　大杉幸次郎全
同　佐藤音次郎全
同　谷口彌三郎全
同　柴田高藏全
同　柴田高藏全
同　今西直吉
同　富永國男
同　林田鹿之助
同　淺川政次郎
同　青木安二郎
同　山出淺太郎
同　中尾正吉
同　早川石太郎
同　津々見玉城
同　俱馬清吉
同　田口留造
同　出藤三藏
同　淺野音次郎
同　清水喜左衛門
同　松田國男
同　福松
同　林田登明一
同　森田良之助
同　丸尾政吉全
同　吉井京一全
同　北村重泰全
同　古澤仙一全
同　竹中半次郎全
同　松浦男次郎全
同　初田秀三郎全
同　森田菊之助全
同　大原金十郎全
同　新谷拾次郎全
同　友高鶴吉全
同　岩井榮次郎全
同　井上英太郎全
同　長澤忠吉全
同　岡馬俊次郎全
同　百村勝次郎全
同　岩井榮次郎全
同　吉川淺太郎全
同　森田菊之助全
同　鳥山博三全
同　門角善吉全
同　伊藤コウ全
同　長谷川政吉全
同　佐藤末吉全
同　大杉幸次郎全
同　佐藤音次郎全
同　谷口彌三郎全
同　柴田高藏全
同　柴田高藏全
同　今西直吉
同　富永國男
同　林田鹿之助
同　淺川政次郎
同　青木安二郎
同　山出淺太郎
同　中尾正吉
同　早川石太郎
同　津々見玉城
同　俱馬清吉
同　田口留造
同　出藤三藏
同　淺野音次郎
同　清水喜左衛門
同　松田國男
同　福松
同　林田登明一
同　森田良之助

同　松村鶴松染工場仝　本庄松次郎
同　岡尾政吉仝　松井幹三郎
同　東幸次郎仝　村田格次郎
同　青木直好
同　山崎友吉
同　井上勇夫
同　瀬川政次郎
同　大杉幸次郎仝
同　竹中半兵衛仝

◎公示第廿三號

左記ノモノ爾今組合員ニ於テ傳使スルコトヲ停止ス

大正七年九月廿五日

京都染物同業組合

副組長　木村勘兵衛

紋糊置部員阪本岩次郎職工　鷲尾丈次郎
同　小倉治三郎
同　富澤繁
紋上南部員田中仁一郎徒弟　中村組喜
紋糊置部員堀部友次郎仝　前田松次郎
引染部員松村新之助仝　田中喜一郎

（正誤）

八月々報公示第二十號屋傳停止中授落部員大塚建一郎ノ職工野路豐志ハ誤謬ニ付更ニ左記ノ通正誤ス

糸絹色染部員大塚建一郎職工　野路豐志

雜報

◆模様染部徒弟競技會　本月十五日組合事務所ニ於テ下謝彩色模様染部第十三回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セリ當日重ナル來賓ハ京都府三田村商工課長市長代理富田勤業課長市立染織學校長高力直寛氏正木教諭商業會議所會頭代理各新聞記者等ナリ午前十時三十分開會木村副組長ハ式辭ヲ述ベ高力審査長ノ審査報告富田市長代理ノ授賞商業會議所ノ副賞授與アリ次デ三田村府屬富田課長ノ告辭演說商業會議所ノ告辭アリ受賞者總代平塚栄次郎ノ徒弟鈴江威ノ答辭アリ十一時三十分閉會セリ

審査報告

京都染物同業組合模様染部第十三回徒弟競技會ヲ開催スルニ出品總數二百五十點ニシテ漸次多ク進ノ其成績良シテ佳良ナリ雖モ尚ホ改善ノ餘地アリト認メラルルモノモ

二等賞　十二人
三等賞　十二人
褒賞　三十八人

右授賞アランコトヲ請フ

大正七年九月十五日

審査長從五位勳六等　高力直寛

商業會議所告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ模様染部第十三回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧グラル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ

惟フニ模様染製品ノ優劣ハ元圖案ノ巧拙佳否ニ依ルコト大ナリト雖モ而モ其優ヲ飾リ拙ヲ補ヒ以テ製品ヲシテ一段ノ美ヲ濟サシムルニハ宜シク染色ノ技工ニ俟ラザルベカラザルハ吾人ノ多言ヲ要セザル處ナリ

希クハ諸子宜ク其意ヲ諒シ審査ノ報告ニ鑑ミ今後益々努力シ研鑽ノ功ヲ積マレンコトヲ式ニ臨ミ一言以テ告辭トス

大正七年九月十五日

京都商業會議所

會頭　演岡光哲

受賞者總代答辭

本日模様染部第十三回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧グラレ賞賜トヨリ懇篤ナル告辭ヲ忝フシ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜リ余等幸ヒニ選ニ當リ此光榮アル席末ヲ穢スヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リナリトス而シテ現今世ノ進歩ニ伴ヒ各種工業ノ發達ハ實ニ顯著ナルモノアルニ拘ハラズ余等尚ホ遲々トシテ世運ニ副ハザルハ乏シキノ罪ニシテ漸愧ノ至リナリト雖モ向後益々練磨ヲ重ネ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期シ聊カ御言ヲ呈シ以テ答辭トス

大正七年九月十五日

受賞者總代　鈴江威

受賞者左ノ如シ

一等賞　鈴江威　村上福之助

杉原榮治
二等賞　辻本武　茑原與三郎
遠谷久一　北尾秀次郎　西田萬次郎
中村芳三　西田喜次郎　島田辨之助

竹中周藏　鈴田勝太郎　木村儀一郎
吉田國太郎　西田萬次郎　市村元治
村田義一　石川巌　市村元治
小島何次郎　藤本久一　中村芳三
褒賞　賦
柴田武茂　中村正一　藤本良夫
田畑長三郎　辻本武　市村元治
陸口孝三　中川末造　中川末造
渡邊信　三谷泰一郎　三谷泰一郎
中村芳三　村上福之助　村上福之助
村上福之助　前原利男　松村護一
島田辨之助　北條信雄　森阪憲治
大平良雄　北尾秀次郎　竹中昇次郎
松村英夫　藤本良夫　上原守一
岸田精吾　經留男　寺田正治
松村護一　山岡吉之助　中川金造
鈴木貞太郎　大西伊三郎　猿谷久一
今井光三郎　辻又之助

◆違約者處分　紫藍色染業者は大正六年一月廿四日同業者九十一名は相互間の營業取引上に關し合議の上組合定款及部規約以外の任意契約をなし之を公證人津田銀次郎役場に於て公證し以來實行し相當の成績を擧げ至極圓滑に其實行に努めありしが本年六月に至り同契約者の一人たる西洞院四條上ル蟹鳴山町野口駒吉氏は同契約者永井政次郎氏の得意先とせる室町四條下ル伊藤忠合名會社京店より竊かに注文を受け其儘續續し居れるは即ち該契約證第四條に違反せるものなるを以て部役員會は違約處分の決定をなし之れが手續をなしたるに野口駒吉氏は之に不服を唱へ辯護士石川直吉、伊藤全治の二氏を訴訟代理として異議の訴へをなせり部に於てなしたる手續は左の如し最初部は役員會を開き調査員四名を擧げ調査せしめ左の報告を得て處分の決定をなしたり其報告書は

報告書

京都市下京區西洞院四條上ル　野口駒吉

右ハ京都染物同業組合紫藍色染部ニ屬スル九十三名ノ間ニ大正六年一月廿四日取結ビタル契約違反事實調査方ノ命ヲ受ケ大正七年八月廿

先ナル京都市下京區室町通六角下ル伊藤忠合名會社京店ヨリ大正七年六月廿四日染注文ヲ受ケテ新タニ取引ヲ開始シ爾後同年八月九日ニ至ル間ニ於テ代金壱百弐拾八ヶ橋羽二重等總數九百七十七疋ノ染注文ヲ受クタル事ヲ記載アルノミナラズ野口駒吉ニ於テモ新タニ取引ヲ開始シタル事ヲ是認セシノミナラズ永井政次郎モ自分ノ得意先タル室町通錦小路上ル富田富太郎ノ注文ヲ受クタルニヨリ相殺ト見ルベキ信ズト答辯ヲ為シ一方ニ明カニ同契約第四條違反ノ所爲アルコトヲ被認候條及報告候也

大正七年八月九日

京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉

右ハ大正六年一月廿四日公證人津田銀太郎役場ニ於テ京都染物同業組合紫藍色染部九十三名間ニ取結ビタル契約第四條事者ノ一員タル京都市下京區室町通四條上ル伊藤忠合名會社京店ハ該契約當事者ノ一員タル永井政次郎ノ得意先タル事實ヲ知ルニ拘ハラズ大正七年六月廿四日新タニ同商店ト取引ヲ開始シ爾後同年八月九日迄ノ間ニ失約其他八ヶ橋羽二重等總數九百七十七疋ノ染注文ヲ受クタル事實アル事調査委員新林峰次郎木村藤次郎林三松吉川幾三郎ノ報告ニ依リ明瞭ニシテ右ハ該契約第四條ニ違反スルヲ以テ同第十三條ニ據リ野口駒吉ニシテ違約者責罰金百圓ヲ支拂ハシメ且ヲ伊藤忠合名會社京店ヨリ注染文ヲ謝絶セシムベキノ決定ス

以上

大正七年八月三十日

京都染物同業組合紫藍色染部役員

吉川幾三郎
田宮吉兵衛
岡中常次郎
永井忠次郎

新納峰橋
綱井元吉
池山仙吉
林三松

◎

右決定あるや組合は野口駒吉氏を召喚し同業者間に於て紛議を生せしひるは一般のために不利益なるのみならず斯かる問題の表面に顯はるゝは名譽上且つ同業の信義上に於ても反省すべき事柄なれば此際穏當なる妥協をなし平和の解決あるべく再三勸告するも聞かりしも終に其運びに至らず終に部は左の決定書及決定書の證附をなせり

告知書

大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

野口駒吉殿

右に對し野口駒吉氏より大正七年九月三日附内容證明郵便通知書を以て左の通り答辯書を發送せられたり

内容證明郵便通知書

京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉

右ノ事實ハ大正六年一月廿四日公證人津田銀太郎役場ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右被通知人代理人野口駒吉氏ハ永井政二郎ハ本年八月三十日附ヲ以テ告知書ヲ發セラレ通知人ハ京都市下京區室町通四條下ル伊藤忠兵衛商店ハ永井政二郎ハ元文ヲ以テ通知人ハ京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉殿

右ノ事實ハ大正七年九月三日附内容證明郵便通知書ヲ以テ通知人ハ京都市下京區室町通四條下ル伊藤忠兵衛商店ハ永井政二郎ハ元文ヲ以テ通知人ハ京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉殿

右ノ事實ハ大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右被通知人代理人野口駒吉氏ハ永井政二郎ハ本年八月三十日附ヲ以テ告知書ヲ發セラレ通知人ハ京都市下京區室町通四條下ル伊藤忠兵衛商店ハ永井政二郎ハ元文ヲ以テ通知人ハ京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉殿

右ノ事實ハ大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右被通知人代理人野口駒吉氏ハ永井政二郎ハ本年八月三十日附ヲ以テ告知書ヲ發セラレ通知人ハ京都市下京區室町通四條下ル伊藤忠兵衛商店ハ永井政二郎ハ元文ヲ以テ通知人ハ京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉殿

右ノ事實ハ大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右決定あるや組合は野口駒吉氏を召喚し同業者間に於て紛議を生せしひるは一般のために不利益なるのみならず斯かる問題の表面に顯はるゝは名譽上且つ同業の信義上に於ても反省すべき事柄なれば此際穏當なる妥協をなし平和の解決あるべく再三勸告するも聞かりしも終に其運びに至らず終に部は左の決定書及決定書の證附をなせり

告知書

大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ對シ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

野口駒吉殿

右に對し野口駒吉氏より大正七年九月三日附内容證明郵便通知書を以て左の通り答辯書を發送せられたり

内容證明郵便通知書

京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉

右ノ事實ハ大正六年一月廿四日公證人津田銀太郎役場ニ於テ貴下ノ行爲ニ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右被通知人代理人野口駒吉氏ハ永井政二郎ハ本年八月三十日附ヲ以テ告知書ヲ發セラレ通知人ハ京都市下京區室町通四條下ル伊藤忠兵衛商店ハ永井政二郎ハ元文ヲ以テ通知人ハ京都市下京區西洞院通四條上ル　野口駒吉殿

右ノ事實ハ大正七年八月廿日役員會ニ於テ貴下ノ行爲ニ別紙ノ如ク決定相成候條來ル九月五日迄ニ該違約金ヲ支拂ヒ且ツ伊藤忠合名會社京店トノ取引ヲ停止セラルベシ

大正七年八月二十日

京都染物同業組合紫藍色染部長　永井政二郎

通知ノ通

右決定あるや組合は野口駒吉氏を召喚し同業者間に於て紛議を生せしひるは一般のために不利益なるのみならず斯かる問題の表面に顯はるゝは名譽上且つ同業の信義上に於ても反省すべき事柄なれば此際穏當なる妥協をなし平和の解決あるべく再三勸告するも聞かりしも終に其運びに至らず終に部は左の決定書及決定書の證附をなせり

告知書

大正七年八月廿日役員會

實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合ヘ送達スヘシ

第十四條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ヘシ

第三章　加入脱退

第十五條　開廠業務其他營業上異動ヲ生シタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ届出ヲヘシ

第十六條　廢業者ニシテ届出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スルマテハ部及區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　權利義務

第十七條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一、部員ハ部ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ナスコト

一、部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一、部ノ事務ニ干與スルコト

一、部ノ主務又ハ會計財産等ニ關シ部長ニ説明ヲ求ムルコト

一、部經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一、部規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一、役員又ハ其命ヲ受タル職員ノ臨檢諮詢ニ對シテハ確實ニ答辯シ拒抗スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名

一、副部長　一名

一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區内ニ現住シ三ヶ年以上其業ニ從事シタル不動産所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齢滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十條　左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得

一、組合及部區ニ於テ詐欺處分ヲ受タ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一、公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一、組合、部、區ノ經費ヲ怠納セルモノ

一、其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ヶ年ヲ經過セサルモノ

第二十一條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一、部長ハ部ノ事務ヲ總理シ部ヲ代表ス

一、部長ハ部會及部總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一、副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ代理ス

一、會計ハ部經費ノ收支並ニ會計用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財産ヲ保管ス

一、其他部會ニ提出スヘキ議案報告ノ編纂

第二十二條　役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ投票ノ多數ニ依ル

但シ同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第二十四條　役員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ役員ハ組合定款第四十三條ノ理由アルニアラサレハ辭任スルヲ得ス

第六章　區ニ關スル規程

第二十五條　本部ハ區ニ正副二名ノ幹事ヲ置キ區務ヲ處理ス

第二十六條　區ニ規約ヲ設クル必要アルトキハ區總會ニ於テ之ヲ制定シ部長ヲ經テ組合組長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十七條　區員ノ利害ニ關シ會議ヲ開ク場合ハ區總員ヲ委員トシ之ヲ附議スヘシ其招集ハ幹事之ヲ行フ

第二十八條　區役員委員ノ資格權限、選擧、會議等ニ關スル規程ハ部規約ノ條項ヲ準用ス

第七章　會議ニ關スル規程

第二十九條　當部ハ重要ナル事項ヲ審議スルタノ部會ヲ設置ス

一、部會ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第二十條　部會ノ議決ハ左ノ如シ

一、注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ

一、不正行爲ヲ以テ部員ノ信用ヲ害シ又ハ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケサルモノ

一、部員ノ登用制始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタルモノ

一、部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一、停止中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一、フレナル職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

第四十二條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、職工徒弟ノ雇入ニ當リ不正ノ行爲アリタル職工徒弟ヲ雇入レタルモノ

一、京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ノ雇傭ヲ約シタル者

一、不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傳使シタルモノ

一、雇傭期限ノ滿了徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日數ヲ與ヘサルモノ

一、職工徒弟ノ理由アクシテ飲養セサルモノ

一、就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第四十三條　左ニ掲ケタル行爲アリタル者ハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ

一、職工及徒弟ヲ傳使シ登記ヲ受ケサルモノ及之ヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一、登記要件ノ事ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十四條　前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ

但シ前項違約事項ニ對シ處分決定書謄本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附　則

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第二十七號

左記ノ者職工徒弟名簿登記セリ此旨公示ス

大正七年十月二十五日

京都染物同業組合

副組長　木村勘兵衛

同	杉本岩次郎	友仙部員
同	今井宇之助	同
同	吉川浅太郎	同
同	井上民久	同
同	井上勇夫	同
同	柴田高藏	同
同	阪東義顯	同
同	來村瀬政次郎	同
同	高橋幸太郎	同
同	原田勇次郎	同
同	田中榮吉	同
同	白川德三郎	同
同	金谷吉彌	同
同	今西直太郎	同
同	永谷喜三郎	同
同	藤田小三郎	同
同	山本巳之助	同
同	玉村貞吉	同
同	荻田常三郎	同
同	和出由松	同
同	上田幸八郎	同
同	松本元治	同
同	竹内寅吉	同
同	森永梅吉	同
同	松浦カム	同
同	清水清三郎	同
同	加納末吉	同
同	松浦喜三郎	同
同	山本チヨ	同
同	淺野宗次郎	同
同	三宅鈴太郎	同
同	山田八百藏	同
同	森林兵吉	同
同	松井幹	同
同	角田寅次郎	同
同	成瀬權次郎	同
同	小池大水郎	同
同	中澤源太郎	同
同	小林孝助	同
同	山口高吉	同
同	小林清一郎	同
同	長谷川吉次郎	同
同	上坂常次郎	同
同	植松拓廣吉	同
同	木村宗次郎	同
同	平井保次郎	同
同	馬淵拾次郎	同
同	安藤米吉	同
同	田島清	同
同	石黒茂	同
同	河合住太郎	同
同	八代榮藏	同
同	瀬藏	同
同	廣力松	同
同	大關辰之助	同
同	下村直好	同
同	島野菊松	同
同	青木丑之助	同
同	木村福三郎	同
同	忠田喜三郎	同
同	福田查藏	同
同	小林鶴三郎	同
同	小紋部員	同
同	東谷儀助	同
同	余田太七	同
同	上畳部員	同
同	浸落部員	同
同	小倉專助	同
同	徒弟	同
同	友仙部員	同
同	大野清	同

◆公示第二十八號

左記ノ者年期滿了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正七年十月二十五日

京都染物同業組合

副組長　木村勘兵衛

同	八木桑造	友仙部員
同	廣瀬藏	同
同	大屋力松	同
同	玉村貞吉	同
同	山本金吉	同
同	久城仙太郎	同
同	今田文次郎	同
同	松尾捨吉	同
同	小島作次郎	同
同	山本巳之助	同
同	金子常作	同
同	柳澤義司	同
同	上田篆次郎	同
同	平井保次郎	同
同	神先其之助	同
同	佐藤末吉	同
同	佐々木健三郎	同

號外公示

◆流行性感冒豫防心得

我京都市に侵入せる流行性感冒は今や氣温の變化に乘じて勢猖獗を極め全都に瀰蔓するに至り其の性亦不良にして肺炎腦膜炎を續發するもの尠からず洵に寒心に堪へざるを以て此際我組合各工場にありては極めて周到の注意を以て其の侵襲を防遏し既發の場合には隔離其の他適當の措置に出でざるべからず今左の注意事項を掲げて各位の參考に資せんとす

一、身體適和の感ある時特に悪寒、熱發、咽喉痛等あるものは可成早く醫療を受けしめ有熱者は健康者と隔離して其の傳播を防遏すること

二、本病患者に接近せざること

三、咳嗽噴唾及び談話の際鼻口より出る飛沫は病毒を感染する虞あるを以て本病患者は勿論此際健康者に接する場合に於ても此點に注意すること

四、呼吸器病あるもの及び呼吸器病に罹り易き素質を有するものは本病に罹り易きを以てこれが治療に努め豫防の為には細菌中の作業時に塵除呼吸器を使用せしむるを可とす

五、痰唾の傳附を厳に慎み喀痰唾液を痰壺外に吐出せざる樣注意すること

六、腐氣、心臓病を有するものにして本病に罹る時は高熱の爲め不良の影響を來せし實例少なからず故にこれ等の疾病あるものは此際特に治療を怠にせざる樣注意すること

七、労働發汗後に裸體となり又は薄着をなし或は假寝する等は本病の誘因となるを以て注意を要す

八、患者の使用せし衣服寝具其他の物品にして病毒附着の疑ある者は消毒を施すこと

九、工場内氣温の高低に注意し夜業の場合等は夜間の冷温に注意を拂ふこと

十、工場寄宿舍其他家屋の内外は總て掃除を厳行して清潔に保持し時々室内空氣の更新を圖る爲窓を開放すること

十一、寝具衣類を日光に乾燥することも豫防上必要なれば晴天の際は實行を怠らざること

十二、本病に罹り一旦熱下降するも直ちに就業する時は再發すること少なからざるを以て充分全治に至るまで安靜に療養すること

十三、劇場寄席等多人數群集の場所は已むを得ざる場合の外立寄らざること

大正七年十月

京都染物同業組合

囑託醫　永井操

雜報

◆工場規則取締厳行　大正五年九月實施以來其筋に於ても初めての事ゆゑ十分寛大の方法に據られたるも最早今日に於ては相當の年月も經過したる事ゆゑ諸事整理せられ居るものと信ずるも中には緩慢に流れ規則を敢てするものと信ずるべき恐れあればとて七月以來各係官は日々出張の上實地調査中なるが當組合員に屬するものはまた幸ひに反則者として檢擧せられしものなきも注意を加へられたるもの多少之れある模樣なり就ては今後更らに注意し置くべき事項は劣年職工就業の許可及劣年職工就學認可を得る手續尚職工に對し負傷疾病のため扶助金支給をなしたるものは其屬出をなすこと其他芸妓廃娼就業等に關する總ての手續は左の雛形に據り其手續を了せられたく注意し置くものとす

© Kyozomekai

工場法第二條第二項ニ依リ左記ノ職勅年職工就業禁止期間ニ付御許可被下度此段申請候也

大正　年　月　日

京都

京都府知事馬淵鋭太郎殿

住年月日

職工氏名　生年月日

一日ノ就業時間六時間午後八時ヨリ十一時迄

一日ノ休憩時間及回數三回　午前十時廿五分間　午後二時廿五分間　正午一時間

一ヶ月ノ休日數　四日間　一日　八日　十五日　廿三日

從事スヘキ作業

就業セシムヘキ場所

就學證明申請書

當工場職工及見習職工中義務教育ヲ了ヘサル者ニ對シ左記方法ニ據リ就業爲度候間御認可相成度此段申請候也

大正　年　月　日

京都

京都府知事馬淵鋭太郎殿

就業時間、就業時間、休息時間、就學時間、編入學科、教育場所、氏名、生年月日

扶助支給御願

京都

右ハ別紙ノ通リ扶助支給致シ候ニ付此段及御願候也

大正　年　月　日

京都府知事馬淵鋭太郎殿

住所

明治　年　月　日生

支給年月日	扶助種別	扶助金額	就業標準賃金	從業ヲ施シタル組合員ノ氏名	就業時間及休憩日數

就業時間延長願

一就業務ノ種類

一延長スヘキ理由

一同　期間

一從事スヘキ人員

就業時間變更御願

工場所在地　工場名　工場主又ハ管理人

一業務ノ種類

一從前ノ就業時間

一從業スヘキ人員（學級何人　男　人　十五歳未滿ノ者無　乙組何人　女　人　全）

一變更スヘキ時間（學級　乙組　自午前　時　至午後　時迄）

一同變更スヘキ期間

一同　理由

一休日及休憩

右ノ通リニ就業時間變更仕度此段御許可相成度候也

大正　年　月　日

絹帛諸色染部野口駒吉

吉氏に係る契約違反事項に關し先きに部役員會に於て處分の決定をなし其旨通告せしも同氏は不服なりとて應せざるを以て部代表者に於ては已むを得ず公正證書に基き强制執行をなしたるは既に前號に揭載せし處なるが之に對し野口駒吉氏は訴訟代理人をして異議の訴へをなしたり其順序左の如し

强制執行停止決定

京都市下京區西洞院通四條上ル

代理人　辯護士　伊藤全治

右代理人　申請人　野口駒吉

京都市下京區西洞院通四條上ル

絹帛諸色染部代表者　永井政二郎

右ハ別紙ノ通リ申立人ヨリ申立人ニ對シ大正六年一月廿四日付公證人津田銀太郎作第六二七號公正證書ノ執行力アル正本ニ基キ大正七年九月十六日第シタル强制執行ニ付異議ノ訴ヲ提起シ且其ノ執行ノ停止ヲ命セラレタキ旨申立テタリ當裁判所ハ其ノ申立ヲ理由アリト認メ申立人ニ保證ヲシテ金五拾圓ヲ供託セシメ左ノ如ク決定ヲ爲ス

右强制執行ハ本案判決ヲ爲スニ至ル迄之ヲ停止ス

大正七年九月廿日

京都區裁判所

判事　多田常太郎

右正本也

前同日於同廳

裁判所書記　北尾重義

京都市下京區西洞院通四條上ル

絹帛諸色染部代表者　永井政二郎

原告人　野口駒吉

京都區裁判所民事部御中

訴訟代理人　辯護士　伊藤全治

請求事件

一、訴訟物ノ價額　金壹萬圓

一、訴訟ニ關スル異議ノ訴

一、定申立通リノ判決ヲ求ムルニ在リ

一、被告ハ原告ニ對シ大正六年一月廿四日付公證人津田銀太郎ガ作成ニ係ル第六百二十七號公正證書ノ債務名義ニ基ク强制執行ハ之レヲ爲スコトヲ許サズトノ御判決ヲ乞フ

請求原因

一、第一原因　原告等外九十二名ノ絹帛諸色染營業者ハ大正六年一月廿四日公證人津田銀太郎役場ニ於テ相互營業取引上ニ關スル公正契約ヲ締結シタリ（甲第一號ノ一）

一、然ルニ被告ハ原告ニ對シ原告ハ京都市室町通四條下ル（紅）伊藤忠合名會社系店ハ組合員ノ一員タル永井政二郎ノ得意先タル事實ヲ知レルニ拘ハラス大正七年六月廿四日ヨリ新タニ同商店ト取引ヲ開始シ爾後同年八月九日迄ノ間ニ於テ秋冬絹其他八ツ橋羽二重等總數九百二十七疋ノ染注文ヲ受ケタリ

右ハ同第十三條ニ違反スルモノニシテ同第四條ニ違リ違約賣買金壹百圓ニ處シ且同店ト注文ヲ謝絕セシムベキモノトストノ役員會ノ決定書ヲ大正七年九月六日付被告ヨリ送付シ來リシニ付原告ハ九月九日付異議ノ通知書ヲ送付シ置キタリ（甲三號）

一、然ルニ處被告ハ大正六年一月廿四日付津田公證人作成ノ第六百二十七號公正證書正本ニ付記セル執行文ニ基キ强制執行ノ爲メ大正七年年九月十六日原告宅ニ臨ミ上海帝國洋行ト記シアル水島印ノ染料二斤（價格百拾圓）ノ差押ヲ爲シタリ

一、甲第一號證ノ二ニ添付セル證明書ニヨレハ前略「大正七年八月九日右野口駒吉ノ工場ニ立越シ被告ハ注文帳ノ提出ヲ受ケ調査シタル處永井政次郎ノ得意先ナル京都市下京區室町通六角下ル（紅）伊藤忠合名會社系店ヨリ云々總數九百七十七疋ノ染注文ヲ受ケタルコトヲ記載アルノミナラズ野口駒吉ニ於テモ新取引ヲ開始シタルコトヲ是認セシノミナラズ」云々トアリテ此事柄ニ付原告ヲ全ク違反者ト認メタキモ其調査員五名（雜誌木云事務所共ニ五名）ガ來リタルハ八月九日午後八時ニシテ近邊ニハ多數ノ納涼人アルモ突然五人ガ車ヲ駐チテ店頭ニ來リタルヲ附近ノ者ハ何事ナラン乱暴ニ組合セリ

◆上京忠告子に告ぐ　御忠告雖有拜誦せり御說御尤と存ずる成るべくならば御來所の上直接御調減と願ひたきものなり切角の御親切を無にするも如何と存じ全文を掲げて更に組合員にも反省を求むる所あらんとす

染物組合理事者に

上京　忠告子

近來西陣織物同業組合に於ては其の當局者が組合有志者と共に鋭意熱心以て斯業の發展に努力せる効果の大に見るべきものあるに反して京都染物同業組合理事者は嘗日常の執務に沒交として時勢の進歩に伴はず時代の要求に應ぜざる最も貧弱なる外に何等爲す所なきものゝ如し左なきだに京染不振の聲漸く高く可惜その名聲をして次第に失墜せしめつゝありと謂へる今日青年有爲の組合員に於て其の理事者に對す非難攻擊少からず老朽無能の評と交換革新の輿論益增進するに至るある如く歎ムベからざる事實なり曾織物組合に於て六名の市會議員を選出するに對して染物組合に於ては僅に二名の議員を出だすに過ぎざるが如きも多少組合理事者の無能に起因するが爲なりといふものわり余輩は黙せんと欲するものにあらずと雖も覓に角京都染物同業組合理事者は此の際速かに覺醒奮起して今後大に爲す所あるを要す若し然らずんば其の地位の安全を保ち得ざるに至るのみならず京染の不振に對する責任は一層重きをいたすものあるべし固より京染の不振は市の經濟界に波及する影響の多大なるものあるは言ふまでもなきことなり敢て組合理事者に猛省熟慮を望む

京都染物同業組合御召再整部規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之ヲ設置シ京都染物同業組合御召再整部ト稱ス

第二條　當部ハ御召、明石、帶地、伊勢崎再整業者ヲ以テ組織ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合內ニ設置ス但シ都合ニ依リ別ニ事務所ヲ設ク部務ヲ處理スルコトヲ得

第四條　當部ヲ長及役員ノ印章ハ左ノ如シ

（京都染物同業組合御召再整部長印）

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一、斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト

二、營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト

三、工賃最低價格標準ヲ實行シ組製濫造ヲ防遏スルコト

四、職工及徒弟ヲ敎育シ並ニ取締ヲ爲スコト

第六條　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス誠實ナル取引ヲナスヘキ旨行ナシ

第七條　部員ノ不利益ヲ來タスヘキ旨行ナシ同業者ノ營業ヲ妨害シ或ハ不正行爲ヲ以テ其注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クヘカラス

第八條　本部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具商標ハ其許諾ナクシテ使用スルヲ得ス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル出入者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　部員ハ華主先及同業者間ニ紛議ヲ生シタルトキハ直ニ部長ヘ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主カ工賃最低價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲナシタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄ハ一時同業者ニ通告シ其注文主ニ對シ取引ヲ停止スル事アルヘシ

第十二條　部員ハ職工徒弟ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一、職工ハ同業者ニ傳使セラレ賃金ヲ得ル事ハ從來ノ慣例ニ屬スレトモ其ノ業務ハ其ノ業務ニ從事スル者ニ一定ノ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一、部員ハ同業者ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傳スヘカラス

一、組合及部父ハ區ヨリ屢入停止又ハ禁止ヲ受クタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一、就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一、職工又ハ徒弟ヲ傳使スルトキ又ハ解傳シタルトキハ三日以內ニ部長ヲ經テ組長ニ屆出ツヘシ

一、職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ

一、徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條　部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務奬勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一、斯業ノ改良發達ニ貢献アルモノ

一、品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功

ニ於テ部長ヲ支拂フベシトノ規約存スルモ該規約ハ辨濟金受領ノ便宜的規約ニシテ自ラ債權者トナリ其債權取立ノ特別授權ヲ爲シタルモノニ無之候

第四原因　組合員相互間ニ於テハ各利害關係ナ異ニスルモノナレハ當事者ノ一方ガ相手方又ハ當事者双方ノ代理人トナリ一人ニテ其意思表示ヲ爲シ契約ヲ締結スル事ハ民法第百八條ノ禁止スル所ナルヲ以テ從テ一人ノ者ガ組合員全員ニテ公正證書ヲ作成シタル場合ニ於テハ該公正證書契約ハ無効ナルヲ以テ之ガ債務名義ニ基ク請求ハ不當ニ有之候（中略）第一號證ノ一記載ノ如ク被告永井政二郎ガ肩書ノ如ク「本契約ノ代表者部長」アリ組合員各自中ノ一人ト組合契約代表ヲ爲スモノ永井政二郎トノ契約ニシテ取引ノ規則ニ違反シタル契約ニ付該契約ハ無効ニ有之候（後略第五百廿一號ノ二　原告人代理人辯護士伊藤全治）

如上ノ事實理由ニ付一定申立ノ如ク御判決ヲ乞フ

大正七年九月廿日

代理人　石川直吉

伊藤全治

京都區裁判所御中

右ニ對シ部代表者ハ代理人ハ左の通り答辯書を提出し九月廿日一日にて辯論をなしたり其結果原告辯護士より吉岡其之助、井上清兵衛、伊藤忠店員深美菅治郎を證人として召喚を求めたり

答辯書

原告　野口駒吉

右訴訟代理人　伊藤全治

同　石川直吉

被告　永井政二郎

右訴訟ニ付キ別紙第一乃至第三項ノ事實ハ之ヲ認ム

同　永井政二郎

別紙第四項中原告仲野口初太郎ガ原告ト別個ノ營業ヲ爲シタルコト及原告ガ初太郎ノ代理トシテ調査員ヲ應對シタリトノコトハ否認ス取引ハ深美菅治郎ナルコトモ之ヲ否認ス（中略）同人ノ手ヲ經由シタリトスルモノ多シ名會社ノ品物染注文ヲ受タルヲ以上ハ同會社ヨリノ注文タルコトヲ妨クルモノニアラズ

三、第六項ハ不知第七項ハ否認ス

四、第二原因役員二名連署ナキ事實ハ之ヲ認ム然レドモ部役員會ノ決議ハ多數決ヲ以テ爲スモノナレハ過半數ノ署名ニヨリ有効ナリ

五、第三原因契約ニヨリ與ヘラレタル權限ニ基キ請求スルモノニシテ自己ノ債權トシテ請求スルモノニアラズ

六、第四原因契約書ハ契約者全員署名作成セラレタルモノニシテ代理人ニヨリ作成セラレタルモノニアラズ故ニ双方代理ノ問題ヲ生ゼズ

七、第四原因ノ主張ハ公正證書ノ無効ヲ爭フモノナルヲ以テ執行文付與ノ異議ヲ以テ爲スベキ其餘ノ原因ハ何レモ執行文付與ノ際證明シタル事實ヲ爭フモノナルヲ以テ執行文付與ニ對スル不服ノ訴ヲ以テ爲スベキモノニシテ請求ニ關スル異議ノ訴ヲ以テ爲シタル本訴ハ違法ナリ

證人

口頭辯論ニ於テ之ヲ爲ス

大正七年九月三十日

被告代理人　新免峰吉

平田親陽

京都區裁判所民事部御中

然るに第二回の辯論に先だち同部員加藤善七永井新太郎の兩氏双方の間に立ち同業者にして法廷に爭ふ如きは甚だ面白からざるのみならず將來の圓滿を缺くは部員全體のため惡結果を及ぼす恐れありとて和解せしむるを可とするの意見を以て双方に勸告するや處ありしが結局双方より兩氏に委任するとし十月二日組合事務所へ會合し左の通りの手續を了し之れが解決を告たり

覺書

一、加藤善七、永井新太郎ノ兩名ガ大正七年十月二日紫諸色染部代表者永井政二郎及部員野口駒吉、野口初太郎ノ間ニ於ケル契約違反ニ係ル紛議ニ關シ左ノ通リ樣項ノ下ニ和解ヲナス

一、野口駒吉及野口初太郎ハ金壹百圓ヲ紫諸色染部ハ提出シ其使用方法ハ部役員會ノ決議ニ從フモノトス

一、野口駒吉及野口初太郎ハ大正七年十月二十日限リ伊藤忠合名會社糸店トノ取引ヲ謝絕スルモノトシ協合ハ必ズ前出入者協議ヲ從セントスル場合ハ必ズ前出入者協議ヲ從ケ再ビ紛議ヲ生スル如キ行爲アルベカラザルコト

一、紫諸色染部代表者永井政二郎ハ野口駒吉野口初太郎ニ對シ係爭事件ニ關スル費用ヲ請求セス且ツ强制執行ノ解除手續ハ即日之ヲ

京都染物同業組合紫諸色染部代表者部長

京都市下京區鍋小路油小路東入

被告人　永井政二郎

請求事件

訴訟物ノ價額

一、定申立通リノ判決ヲ求ムルニ在リ

一、被告ハ原告ニ對シ大正六年一月廿四日付公證人津田銀太郎ガ作成ニ係ル第六百二十七號公正證書ノ債務名義ニ基ク强制執行ハ之レヲ爲スコトヲ許サズトノ御判決ヲ乞フ

請求原因

一、第一原因　原告等外九十二名ノ紫諸色染營業者ハ大正六年一月廿四日公證人津田銀太郎役場ニ於テ相互營業取引上ニ關スル公正契約ヲ締結シタリ（甲第一號ノ一）

一、然ルニ處被告ハ原告ニ對シ原告ハ京都市室町通四條下ル（紅）伊藤忠合名會社系店ハ組合員ノ一員タル永井政二郎ノ得意先タル事實ヲ知レルニ拘ハラス大正七年六月廿四日ヨリ新タニ同商店ト取引ヲ開始シ爾後同年八月九日迄ノ間ニ於テ秋冬絹其他八ツ橋羽二重等總數九百二十七疋ノ染注文ヲ受ケタリ

右ハ同第十三條ニ違反スルモノ又ハ同第四條ニ違リ違約賣買金壹百圓ニ處シ且同店ト注文ヲ謝絕セシムベキモノトストノ役員會ノ決定書ヲ大正七年九月六日付被告ヨリ送付シ來リシニ付原告ハ九月九日付異議ノ通知書ヲ送付シ置キタリ（甲三號）

一、然ルニ處被告ハ大正六年一月廿四日付津田公證人作成ノ第六百二十七號公正證書正本ニ付記セル執行文ニ基キ强制執行ノ爲メ大正七年年九月十六日原告宅ニ臨ミ上海帝國洋行ト記シアル水島印ノ染料二斤（價格百拾圓）ノ差押ヲ爲シタリ

一、甲第一號證ノ二ニ添付セル證明書ニヨレハ前略「大正七年八月九日右野口駒吉ノ工場ニ立越シ被告ハ注文帳ノ提出ヲ受ケ調査シタル處永井政次郎ノ得意先ナル京都市下京區室町通六角下ル（紅）伊藤忠合名會社系店ヨリ云々總數九百七十七疋ノ染注文ヲ受ケタルコトヲ記載アルノミナラズ野口駒吉ニ於テモ新取引ヲ開始シタルコトヲ是認セシノミナラズ」云々トアリテ此事柄ニ付原告ヲ全ク違反者ト認メタキモ其調査員五名（雜誌木云事務所共ニ五名）ガ來リタルハ八月九日午後八時ニシテ近邊ニハ多數ノ納涼人アルモ突然五人ガ車ヲ駐チテ店頭ニ來リタルヲ附近ノ者ハ何事ナラン乱暴ニ組合セリ

右ハ別紙ノ通リ扶助支給致シ候ニ付此段及御願候也

大正　年　月　日

京都府知事馬淵鋭太郎殿

住所

明治　年　月　日生

支給年月日	扶助種別	扶助金額	就業標準賃金	從業ヲ施シタル組合員ノ氏名	就業時間及休憩日數

就業時間延長願

一就業務ノ種類

一延長スヘキ理由

一同　期間

一從事スヘキ人員

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第二十九號

左記ノ者職工徒弟ニ付左記セリ此旨公示ス

大正七年十一月十五日

京都染物同業組合

理事　木村勘兵衛

刺繍部員横田善次郎徒弟
友仙染部員沖野力工場職工
同　盧田川堵
同　三輪卯之助
同　鈴木金次郎
同　大森佐七
同　北島直次郎
同　北村重春
同　清端良太郎
同　竹吉泉
同　高橋文吉
同　柳瀬井次郎
同　高田和三郎
同　杉江新三郎
同　北中辰次郎
同　高田音吉
同　藤田鶴吉
同　東中藤次郎
同　栗田鶴吉
同　小林栄次郎
同　伊藤末次郎
同　木内晴三郎
同　辻賀三
同　杉原善一郎
同　石割寅吉郎
同　富島勇次郎
同　正田虎之助
同　長谷川孝四郎
同　伊藤コウ良
同　宇一郎
同　小野田安太郎
同　内田太三郎
同　森田利三郎
同　阪口柳吉
同　小島伊三郎
同　佐藤庄吉
同　寅一
同　橋村張造
同　酉村良良
同　小林栄次郎
同　久野賀三郎
同　惣之助
同　岸惣次郎
同　伊藤末次郎
同　賀嘉四郎
同　新藤
同　豊田熙忠
同　富井菊次郎
同　寺村泰次
同　大菅拾次郎
同　仁作
同　尾宇三郎
同　小野田安太郎
同　谷間良太郎
同　本郷貫之助
同　房次郎
同　壌見俊一
同　加藤廣一
同　川北之助
同　大野岩松
同　田中佐一郎
同　永江久吉
同　牧野留吉
同　森山秀之助
同　長澤忠七
同　林秀造
同　上原留次郎
同　山下兼次郎
同　設田合名会社同
同　阪井田義雄
同　田中政吉
同　藤原種蔵
同　藤原亀次郎
同　栗田鶴吉
同　田中藤太郎
同　小西甚太郎
同　樫野義雄
同　藤助
同　内田太三郎
同　森田利三郎
同　阪口柳吉
同　佐藤庄吉
同　橋村張造
同　酉村良良
同　寺村泰次
同　大菅拾次郎
同　尾宇三郎
同　小野田安太郎
同　谷間良太郎
同　本郷貫之助
同　房次郎
同　壌見俊一
同　加藤廣一
同　川北之助
同　中野岩松
同　田中佐一郎

◆公示第三十號

組合定款第十六條ニヨリ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員設田合名会社徒弟　前田平吉
湯熨斗部員福田幸徒弟　堀江フル

◆公示第三十一號

左記ノ者職工徒弟取締規程第九條ニ據リ組合員ニ於テ傭使スルコトヲ停止ス

大正七年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

紋上書部員岡本安次郎徒弟　藪米吉
友仙染部員岩井栄次郎職工　奥野重次郎
同　吉田久次郎
絵布再整部員吉田覚太郎徒弟　今井富三郎
同　宮本彌三郎
同　酒井安松
同　末吉
同　日比野治郎三郎
仙石重平
同　桐
同　松村鶴松
分工場同
同　西浦末吉
同　永田鐵次郎
同　水野芳太郎
同　高橋仙次郎
同　内田彌三郎
同　下村幸三郎
同　西清甚之助
同　岡島勝之助
同　藤野松次郎
同　長谷川六之助
同　瀬川政次郎
同　木村宗吉
同　加藤正吉
同　大江直七
同　足立利一
同　香川柳蔵
同　松田松之助
同　竹中廣吉
同　清水嘉左衛門
同　杉江吉次郎
同　矢野庄市
同　小笹彌三郎
同　川元寅之助
同　安川篠次郎
同　谷屋三郎
同　咲尾正治
同　高橋信蔵
同　村松優
同　水谷利三郎
同　永江久吉
同　鳥山博三
同　松岡吉
同　岩見良吉
同　不破岡松
同　横井清次郎
同　山際宗之助
同　木村米次郎
同　青木安次郎
同　川村安次郎
同　青木春
同　中川藤次郎

雑報

◆組合會　去る廿一日午後七時より定期組合會を開催し大正六年度組合經常費收支決算及組合代議員異動の報告を終へ大正八年度組合經常費收支豫算並に組長一名評議員四名の補缺選擧を行ひたり即ち組合代議員の異動は左の通り

茶染部選出代議員梅原仁三郎ニ代ル　上田清太郎
友仙部同　東才次郎ニ代ル　松岡健太郎
生藍絣染部同　田畑與左衛門ニ代ル　中川和三郎

▲役員選擧の結果は左の通り

一組長　木村勘兵衛
一評議員　小島彌七　服部松次郎
堀部真吉　北井峰吉

右は組長石田喜兵衛辞任に付評議員森井喜一郎伊藤竹松、今村萬吉(以上死亡)東才次郎廢業賀格消滅のため補缺選擧を行ひたるものとす

大正八年度豫算は原案の通り可決し前年度に比し千參拾五圓八拾八錢九厘の増額なり

大正六年度京都染物同業組合經費收支決算表

收入之部

科目	豫算額	決算額
第一款　組合經費		
一項　等級割	六、三〇〇〇〇〇	六、二八四〇〇〇
二項　戸數割	四、〇〇〇〇〇〇	四、六四八〇〇〇
第二款　雜收入		
一項　證票料	二、〇〇〇〇〇〇	二、三三三〇〇〇
二項　却代不用品賣	四、八〇〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇〇
三項　廣告料	四〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
四項　繰越金	一、八〇一〇〇〇	一、八〇一〇〇〇
合計金	六、八〇一〇〇〇	六、八〇一〇〇〇

支出之部

科目	豫算額	決算額
第一款　勧業費	一、六〇〇〇〇〇	一、三三三〇〇〇

謹啓時下秋冷の候愈々御清榮の段慶賀の至りに奉存候陳者弊店儀今般左記の通り支店新設仕り業務の發展を計り平素の御眷顧に酬ひん事を期し候間何卒格別の御引立を蒙り度此段奉懇願候先は右御挨拶旁々御披露迄如斯御座候

尚試驗室の設備も致しあり精々御利用相願度候

京都市下京區油小路通錦小路角
IK　稲畑商店京都支店

積アルモノ

一、契約年限ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナスヘキモノ但シ長ハ部員ヨリ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ送達シ賞業費及褒賞其下附ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得

第三章　加入脱退ニ關スル規程

第十五條　開廢業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ届出ヲヘシ

第十六條　廢業者ニシテ届出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマデハ部及區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　部員ノ權利義務

第十七條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一、部員ハ部ノ役員又ハ代議員ニ選擧セラレ又選擧ヲナスコト

一、部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一、部ノ事務ニ干與スルコト

一、部ノ業務又ハ會計及財產等ニ關シ部長ニ說明ヲ求ムルコト

一、部經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一、部規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一、部長ノ召喚ニ應スルコト

一、部員ハ役員ノ命ヲ受タル職員ノ臨檢及詰問ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

左ニ掲クルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

第二十條　役員ノ資格及權限並ニ選擧

一、其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ヶ年ヲ經過セサルモノ

第二十一條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一、部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス

一、部長ハ部會及部員經會ヲ招集シ其議長トナルコト

一、副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長故アル時ハ其代理ヲナス

一、會計ハ部經費收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ管理シ部ノ財產ヲ保管ス

一、役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ多數投票者ヲ以テ之ヲレニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ヲ同年齡ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第二十二條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

一、役員ノ任期ハ二ケ年トス

一、役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シタル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ諮ヲ之ニ許否ヲ決ス

第二十三條　本章ノ規定ニヨル決議事項ハ部長ヨリ組長ニ報告スルニアラサレハ實行スルヲ得ス

第六章　議會ニ關スル規程

第二十四條　當部ハ重要ナル事項ヲ審理スルノ部會ヲ設置ス

一、部會ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第二十五條　部會ノ權限ハ左ノ如シ

一、部ノ利害ニ關スル事項

一、違約處分ニ關スル調査事項

一、部經費收入豫算賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定

一、組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十六條　部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部總會ニ附議ス

第二十七條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得

第二十八條　會議ノ裁決ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十九條　工賃最低價格標準實行ニ關スル事及部規約ノ改正刪除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ順次並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名以上之ヲ署名ス

第三十一條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ順次並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名以上之ヲ署名ス

第三十二條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ順次並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名以上之ヲ署名ス

第三十三條　會議ニ缺席セントスル時則チ前日ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ部員ニ委任シテ決議權ヲ行フコトヲ得

第三十四條　會計ニ關スル規程ハ同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第七章　會計ニ關スル規程

第三十五條　會計ニ關スル規程ハ同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第八章　違約者處分法

第三十五條　部員ニシテ左ニ掲クル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、染工賃價格標準ニ違背シタルモノ

一、取引停止ノ公示ヲ受ケタルモノ

一、新タニ同種類ノ注文ヲ受ケタルモノ

一、取引停止ノ者代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談圓ヒタルトキ直ニ取消届ヲナサヽルモノ

一、注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ

一、不正行爲ヲ以テ同業者ノ信用ヲ害シ又ハ同業者ノ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタルモノ

一、同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタル者

一、他ノ同業者カ登記及公示ヲ受ケ傭使中ノ職工又ハ徒弟ヲ傭使シタルモノ

一、停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工又ハ徒弟ヲ傭使シタルモノ

第三十六條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、同業者ノ注文主ヨリ受ケタル物品ヲ故ラ遲延シタルモノ

一、他ノ同業者ノ職工又ハ徒弟ヲ傭使シタルモノ

一、職工及徒弟ヲ傭使シ登記ヲ請ケサルモノ及之レ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一、登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更ノ登記ヲ請フコトヲ怠ルモノ

一、業務上ノ書類ヲ偽造スル屆出ヲナサヽルモノ

前數項ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組長ニ申請ス

一、前項ノ違約事項ニ對シ處分決定者ノ勝本ノ條違ヲ受タル部員ハ不服ノ申立ヲナスコトヲ得ス

附則

第三十九條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用スタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミ

一、京都染物同業組合證票ヲ携帶セサル職工屋備契約ヲ解除セラレタル者

一、不正ノ行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記票ヲ受ケタル者

一、不正ノ行爲ヲ以テ設置ヲ受ケタル者

一、屋備期限ヲ過ギタル職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日時ヲ與ヘサルモノ

一、職工徒弟ヲ理由ナクシテ教養セサルモノ

一、就業中疾病ニ罹リタル又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサヽルモノ

第三十七條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタル者ハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ

一、職工及徒弟ヲ傭使シ登記ヲ請ケサルモノ及之レ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一、登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更ノ登記ヲ請フコトヲ怠ルモノ

一、業務上ノ書類ヲ偽造スル屆出ヲナサヽルモノ

第三十八條　前數項ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組長ニ申請ス

一、前項ノ違約事項ニ對シ處分決定者ノ勝本ノ條違ヲ受タル部員ハ不服ノ申立ヲナスコトヲ得ス

附則

第三十九條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

© Kyozomekai

科目	大正七年度豫算	大正八年度豫算
一項　博覧会費	三、〇〇〇	六、〇〇〇
二項　講習会費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
三項　補習学校費	二、四六〇	二、四六〇
四項　鑑染試験費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五項　講話会費	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
第二款　試験所費		
一項　職員給	一、四六〇、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇
二項　器械器具購入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三項　薬品費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四項　絹織原料費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五項　図書購入費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
六項　修繕費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二項　文具費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　通信費	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇
四項　月報費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
五項　諸給料	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇
一項　事務費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二項　書記給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三項　臨時雇給		
四項　使丁給	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
第四款　雑用費		
一項　備附品費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
二項　消耗費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
三項　修繕費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四項　宿直賄費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
五項　雑費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
六項　保険費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
七項　乗旅車費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
第五款　雑給費		
一項　組長報酬	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二項　賞費辨償	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
三項　款待費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　賞與費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
五項　宿直賄費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第六款　陳列所費		
一項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二項　点燈費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　消耗費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
五項　雑費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
六項　保険費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
七項　旅車費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
第七款　豫備費		
一項　豫備費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計金	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇

大正八年度京都染物同業組合經常費收支豫算

收入之部

科目	大正七年度豫算	大正八年度豫算
第一款　組合經費		
一項　等級割	八、八〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇
二項　戸數割	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
第二款　雑收入		
一項　證票料	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
二項　不用品賣却代	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　廣告料	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　繰越金	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
合計金	八、八〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇

支出之部

科目	大正七年度豫算	大正八年度豫算
第一款　勧業費		
一項　博覧会費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
二項　講習会費補習学校費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
四項　勧業費奨励費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
第二款　試験所費		
一項　職員給	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
二項　器械購入費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
三項　薬品費料	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
四項　絹織原料費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
五項　図書購入費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
六項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
二項　文具費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　通信費	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇
四項　月報費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
五項　諸給料	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇
一項　事務費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二項　書記給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三項　臨時雇給		
四項　使丁給	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
第四款　雑用費		
一項　備附品費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
二項　消耗費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
三項　修繕費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四項　宿直賄費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
五項　雑費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
六項　保険費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
七項　旅車費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
第五款　雑給費		
一項　組長報酬	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二項　賞費辨償	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
三項　款待費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　賞與費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
五項　宿直賄費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第六款　陳列所費		
一項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二項　点燈費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　消耗費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
五項　雑費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
六項　保険費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
七項　旅車費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
第七款　豫備費		
一項　豫備費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計金	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇

大正八年度賦課徴收法

賦課法

等級	納税額	一月賦課額	戸数賦課率	総額
一	一〇〇、〇〇〇	二七、六〇〇	一二〇	一二〇
二	二〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	九〇	九〇
三	九〇、〇〇〇	一九、五〇〇	一〇〇	九〇
四	七〇、〇〇〇	一八、一〇〇	九〇	六〇
五	五〇、〇〇〇	一三、八〇〇	八〇	四〇
六	三五、〇〇〇	一〇、三〇〇	六〇	三六〇
七	二五、〇〇〇	二、四〇〇	四〇	一〇〇
八	一四、〇〇〇	六、九〇〇	三〇	九〇
九	一〇、〇〇〇	五、六〇〇	二五	七五
一〇	八、〇〇〇	四、六〇〇	二〇	六〇〇
一一	六、〇〇〇	三、九〇〇	一七	五一〇
一二	五、〇〇〇	三、二〇〇	一四	四二〇
一三	四、〇〇〇	二、六〇〇	一二	三六〇
一四	三、〇〇〇	二、二〇〇	一〇	三〇〇
一五	二、五〇〇	一、八〇〇	九	二七〇
一六	一、五〇〇	一、二〇〇	六	一八〇
一七	一、〇〇〇	六〇〇	三	一八〇

賦課ス

第一條　營業等級割ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トス

第二條　戸數割ハ一戸一ヶ年金貳拾錢トス

第三條　戸數割ハ一戸一ヶ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ區分シ一月、四月、七月十月各三十日迄ニ徴收シ繰越ヲ生スルトキハ第一期ノ徴收額ニ加ス

第五條　組合員ハ前條別表ニ納附スヘク若シ理由ナク期日内ニ納附セサルトキハ組合定款ノ規定ニ據リ處分ス

但シ處分手續ニ要スル費用ハ總テ未納者ノ負擔トス

第六條　經費ハ本年度ノ内七月以前ニ加入スルモノハ一ヶ年分ヲ課シ七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年分ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半年七月以後ニ廢業スルモノハ一ヶ年分ヲ課スルモノトシ開廢業共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徴收ス

第七條　新タニ開業シタモノヽ經費ハ組合等級割ノ最下位ヲ以テ

第八條　賦課法ノ決議ハ遠算アリト認メタルトキハ徴收書ヲスヽメタル日ヨリ一週間内ニ訂正ノ申請ヲナサヽルトキハ無効トス

第九條　實收入ニ剰餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

◆種物部幹事　目下部は規約改正に基き繪絹練絹棟の二區に別ち各幹事を設け區務を處理するの方法を設けたり夫々目各區に正副幹事二名づゝを選擧せしむるに目練區の幹事に森田吉兵衛、副幹事伊藤外男、諫絹練區正幹事杉本德次郎、副幹事安達初治の各氏當選就任せり

◆産業組合中央會の値　現今諸物價の騰貴は殆んど底止する處なく從て生計上に於ける困難少なからざるを以て此際購買組合の普及奬勵を圖り一面購買事業の發達を促進するは尤も適切なる機會なりとの理由の下に來る廿九日午後一時より上京今出川通大宮東入西陣織物同業組合事務所に於て農商務省事務官松本勘藏氏及府理事官竹澤德藏氏講師となり講演せらるゝ筈ゆえ希望者は何人を問はず聽講を許さる筈ゆえ同時別急集せらるべく申越したり

なるも當業者に於て多年の經驗を基礎として僅かに營業を持續し來りたりと雖も近時各種染料の發明せらるゝものの或は改良せらるゝもの等日に月に增々多きを加ふると共に染法も自然に改良せらるゝを以て浸落法も隨ふて往時の如く徒らに其色素のみを標準とし手を下すが如きは尤も危險の伴ふものなれば此際部員はせめて染料と藥品との化學作用及其性質上に就て尤も必要なる心得要件を講究するは焦眉の急務なれば運轉ながら其道の學者を聘し毎月一回位より少からざる時間を割き講習方法を設くるにありと部長西島劉吉氏外役員は熱心研究行法を講じ居れり

◆機械染部總會　去る廿日午後一時開催せるに出席少數なりしを以て決議不成立に至らざるを以て更に日を期し再び約束定役員選擧を為す筈なり

◆傭人扶助令の發布　工場法に關聯せる傭人扶助令は本月二十日附を以て發布せられたり工場法適用工場主は速に相當かるべし

被傭人扶助令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正七年十一月二十日

内閣總理大臣　原　敬

大蔵大臣　男爵　高橋是清

農商務大臣　山本達雄

勅令第三百八十二號

傭人扶助令

第一條　政府ハ其ノ使スル職工、鑛夫其ノ他ノ傭人業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ其ノ扶助金ヲ支給ス但シ傭人自己ノ重大ナル過失ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

扶助金ノ支給ヲ受ケントスル者法令ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受クルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス

扶助金ノ支給ハ傭人ヲ解雇スルモ變更スルコトナシ

第二條　扶助金ハ療治料、休業扶助料、障害扶助料、一時扶助料、遺族扶助料及葬祭料ノ六種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ支給ス

一　療治料ハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官費治療ヲ受ケサルモノニ

二　休業扶助料ハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサル者ニ之ヲ支給ス

三　障害扶助料ハ負傷又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ支給ス

一時扶助料ハ療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病ノ治癒セサル者ニ之ヲ支給ス

五　遺族扶助料ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ支給ス

六　葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ支給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給スルコトヲ得

一時扶助料ヲ支給スルトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ支給セス

第三條　障害扶助料、一時扶助料、遺族扶助料又ハ葬祭料ノ額ハ別表金額ノ範圍内ニ於テ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、身體障害ノ輕重、勤務年限ノ長短其ノ他各種ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第四條　療治料又ハ休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ拂渡スモノトス

第五條　負傷又ハ疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタル場合ニ於テハ障害扶助料ノ額ヲ定メ既ニ支給シタル障害扶助料ノ金額ヲ控除シテ之ヲ支給ス

第六條　遺族扶助料ハ傭人ノ解雇後ニ再發シタル場合ニ於テハ扶助金ハ之ヲ支給セス

第七條　負傷又ハ疾病カ傭人ノ解雇後ニ再發シタル場合ニ於テハ扶助金ハ之ヲ支給セス

第八條　解雇後一年ヲ經過シタルトキハ本令ニ依ル扶助金ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但シ解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ扶助金ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　扶助金算出ノ標準タル賃金ノ額ヲ定ムル方法ニ關シテハ工場法施行令第十六條第一號及第二號ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ主務官廳之ヲ定ム

第十條　政府ヨリ拾與金ヲ受クル相互救濟ヲ目的トスル組合ノ組合員タル傭人ニハ本令ヲ適用セス

附　則

本令ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際官役職工人夫扶助金ニ依リ療治料又ハ扶助料ヲ受ケタル又ハ受クヘキ者ニハ本令施行ノ日ヨリ本令ニ依ル扶助金ヲ支給ス

官役職工人夫扶助金ハ之ヲ廢止ス

別表

種別		金額
療治料	官費	賃金日額二分ノ一
休業扶助料	休業三月以内一日ニ付	賃金日額三分ノ一
	休業三月ヲ越ユル日數一日ニ付	賃金日額七十日分以上三百日分以下
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百五十日分以上二百五十日分以下
	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百日分以上二百日分以下
障害扶助料	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者又ハ健康償ニ復スルコト能ハサルヲ疑シタル者	賃金三十日分以上百一十日分以下
	身體ニ障害ヲ存スト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ル者	賃金百七十日分以上三百日分以下
		賃金百七十日分以上三百日分以下
		拾圓以上參拾圓以下
一時扶助料		
遺族扶助料		
葬祭料		

◆[illegible]　本年五月一日開校以來[illegible]三十名を以て閉鎖せり授業日數は日曜、大祭日氏神祭等を除き授業日數百三十三日間なりし

一生徒數は甲乙二組に分ち尋常四年卒業以上のものを甲組とし甲組を更に二組に別ち尋常四年以上六年迄と尋常卒業以上のものとせり乙組は又甲乙二組とし未就學者一二學年相當のものを甲に三四學年相當のものを乙とす而して甲組三十二名乙組八十六名の入學者ありたり然れども出席者數は常に一定せず業務の繁閑に依り漸次少數となり九月以後は殆んど半數に減じたり

一學科の程度並に毎週教授時間數は修身一時間、讀書四時間、作文二時間、習字一時間算術四時間の十二時間とす。教科書は甲組大正青年補習讀本高等小學讀本卷一乙組但し尋常小學讀本三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二の内其學力に應じ之を教授せり

一學用品の中書籍のみは各雇主より給與せしむるの外筆墨文具其他のものは總て組合費中より支出し給與したるものなり

一修了者は最初入學期百十八名なりしも最終期に至り受驗せざりしもの又は出席日數少なきため省きたるもの等多數ありて例年に比し甚だ不成績なりし其修了證を授與したるもの左の如し

甲組

西崎菊造　堀内俊一　早川喜市　須佐野慶一　大森康太郎　永田善一　西川角藏　吉田治基　鷲見佐吉　古田兵次郎

乙組

森口健一　中田長次郎　西尾常吉

©Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第一號

大正八年度組合經常費賦課及賦課徴收法左ノ通リ認可セラル此旨公示ス

大正八年一月廿五日

京都染物同業組合

木村勘兵衛

◆公示第二號

京都府指令七第八八九七號

大正七年十一月廿八日附發第一八七號申請大正八年度經費豫算並賦課徴收方法ノ件認可ス

大正七年十二月十二日

京都府知事　馬淵銀太郎

◆公示第二號

當組合顧問及評議員補欠選擧會ノ結果組長ニ木村勘兵衛評議員ニ小林七、服部松次郎、北井峰吉、堀都真吉ノ各氏當選セシヲ以テ認可申請中ノ處左ノ通リ認可セラル此旨公示ス

大正八年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

京都府指令七第九二三八號

大正七年十二月十七日付申請役員選任ノ件認可ス

大正七年十二月二十一日

京都府知事　馬淵銀太郎

◆公示第三號

組合員ノ徒弟ニシテ修業年限ヲ滿了セシ左ノ氏名ニ修業狀ヲ附與セリ此旨公示ス

大正八年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

第號　修業狀

何々業徒弟　何　某

一修業年限　自　年　月　日　至　年　月　日

右修了ノ旨授業陽何某ノ薦告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第二十一條ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正八年一月二十日

修業七ケ年　同　西川九郎兵衛
同　七ケ年　刺賀部山田正太郎徒弟
同　七ケ年　西川九郎兵衛
茶染部吉本平次郎同　水戸キヤ
同　七ケ年　同　谷林かや
同　十三ケ年　同　中西福造
浸落部西島猶吉同
同　十ケ年　藤林伊之助
形彫部小林延藏同
同　五ケ年　同　橋本重三郎
同　十ケ年　同　高橋乙吉
同　十ケ年　檀野吉之助同
同　十ケ年　名和貫一
同　七ケ年　名和桑
同　河野儀同　渡邊淺治
同　十五ケ年　鹿村安太郎
小紋染部石川新助同
同　十ケ年　石島山太郎
同　十ケ年　林三郎
浸落部伊藤吉次郎同
同　六ケ年　大西太一郎
田川吳市同
同　七ケ年　藤上貞吉
形彫部廣島卯之助同
同　十一ケ年　中村美樹三郎
漢下善太郎同
同　十一ケ年　太田米次郎
栗木源三郎同
同　十ケ年　池杉豐次郎
木室季次郎同
同　七ケ年　吉田愛治
友仙部源田芳之助同
同　五ケ年　谷口留次郎
長谷川拾次郎同
同　五ケ年　增田喜市
同　十ケ年　大橋白吉
高橋佐吉同
同　十ケ年　高橋多藏
同　十ケ年　田中庄太
國島勝之助同
同　八ケ年　青柳修太郎
國部儀同
同　七ケ年　若林仁藏
同　七ケ年　佐々木正次郎
同　藤井克太郎同
同　七ケ年　小島乙松
横田新三郎同
同　十一ケ年　多田藏太郎
湯貝斗部佐々木虎吉同
同　十一ケ年　梅本萬藏
同　十一ケ年　細井彦三郎
同　六ケ年　笠井又市同
同　九ケ年　廣江カヲ
山口久三郎同　山口利三郎
同　八ケ年　吉川榮作
同　十ケ年　小谷ヲヤ
木村その同
同　十ケ年　後藤たみ
小石鶴同
同　九ケ年　矢守桑太郎
練物部杉本傳次郎同
同　七ケ年　外池伸藏
同　七ケ年　安村佐太郎
同　十ケ年　山川作次郎
北脇庄太郎同
同　九ケ年　木村武雄
糸染部脇坂庄七同
同　十五ケ年　宇野利三
引染部中川與三郎同
同　十一ケ年　岡部松次郎
同　十一ケ年　松本信市
諸色染部新納峰穂同
同　十一ケ年　川尻富三郎
張物部奥田嘉之助同
同　十ケ年　箕浦孫太郎
下書部田畑房太郎同
同　十一ケ年　奥井孝一郎
正紺部青山源次郎同
同　十六ケ年　佐生與三吉
同　十一ケ年　脇阪元次郎
上畫部矢守傳三郎同
同　十四ケ年　子安初次郎
古橋拾次郎同
同　七ケ年　竹内伊太郎
茶染部湯淺幸次郎同
同　十五ケ年　鵜飼久吉
上田清太郎同
同　十ケ年　細山千代
木村勘兵衛同
同　十一ケ年　上野ハル
同　十ケ年　吉田ヲチ
同　十一ケ年　上石マヲ
同　十二ケ年　池田清治
紋上畫部內藤音吉同

◆公示第四號

公示第三號ノ受證者中ノ善行ニ對シ別項ノ褒賞狀ヲ授與セリ此旨公示ス

大正八年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

褒賞狀

何部員何某徒弟　何　某

右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勵シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實ニ其期間ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ

藤田助次郎
林長男
山本春吉
木田末吉
米田英雄
門繁三郎
水谷三郎
西條新次
奥田淳三
田中音次郎
田中岩雄
瀨尾勇
脇坂長造
宮地三郎
小林角右衛門
井上桑太郎
前川信太郎
山中豐
西村清太郎

右に對し十一月一日午後一時修了證授與の式を行ひ組長證書を授與し尙ほ優等生西崎菊造、堀內俊一、早川喜市、大森康太郎、須佐野慶一、永田善一、森口鍵一郎、中田長次郎、小林角右衛門、藤田助次、西尾常吉、礒林長雄、奥田淳三、山本春吉、米田英雄の十五名に對し賞品を授與したり

◆染料解禁　農商務省令第二百廿二號の改正を以て或種の染料輸出禁止を解除したるがコハ戰亂勃發と同時に染料藥品の輸入困難となりたるに依り本邦商工業の發達を阻碍せられん事を慮り大正三年九月省令第二百二十號を以て或種の染料藥品の輸出は農商務大臣の特許を要する事と爲したるが爾來四ケ年間の我染料藥品工業の發達は顯著なるものわり就中媒寸料として使用さるゝ黃媒、赤媒、硫化加里、硫酸加里及一般染料の生產原料は概ね豫算となり尚地の需要必要なしと認めたるに依り今回農商務省に於ても黃媒、赤媒、硫化加里、硫酸加里、人造乾藍アニヂリン染料、アニリン染料の輸出を解禁する事と爲したるが人造乾藍アニヂリン染料、アニリン染料ヲ外國製人造染料に改めしは依然外國染料の再輸出を禁せしものなり

試驗所記事

◆黑染部一員より米國輸入の「ヘマチン」を使用して後木醋酸鐵液を引く際に刷毛掃の形を現出するを以て之れが改良法を施したしとの質問を爲し來れるを以て左に其大略を記さん

今植物性染料及び媒染劑液を刷毛引きする際に其刷毛掃の現はるゝ時を想定するに其二液の濃度餘りに强き時と不純物の多き時卽ち染料にありては不溶解性不純物を沈澱又は濾過せずに使用せる時又は鐵液にありては其質の低に變化を來せる時とす

而して一般に云へば最初に引きたる染料液に比し後に用ゐらるゝ鐵液が濃厚に過ぐる時は例へ二者共に純良品を用ふるも其刷毛掃の現はるゝは殆んど免れざる處なり而して近時の市場にある「ヘマチン」は其來國品と否とを論せず外見に比し其濃度の薄きものあり從て之れを從來の品と同樣に使用する時は鐵液の方濃度過ぐる事も亦免る能はざる處なるべし

特に染料一回鐵液一回の工程を以て黑染を行はんとするが如きは既に染色工程の不完全なるや勿論にして刷毛掃の現はるゝ事も往々之れあるべし

必ず染料鐵液交合に少くも各二回位の工程は經ざるべかちず尙ほ鐵液購入の際は比重計に依りて其濃度を試驗するのみを以て品質を定

染料新製品發賣

東京化學工業株式會社製品

クリサミン

コンゴーレッド

今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上御用命被仰付度奉願上候

◆見本御入用ノ節ハ御一報次第直チニ御送リ可申上候

大阪市西區八條中通四丁目三〇五番地
東京化學工業株式會社關西代理店
富田直平
電話西二七九六番

謹啓時下初冬の候愈々御清榮の段慶賀の至りに奉存候陳者弊店儀今般左記の通り支店新設仕り業務の發展を計り平素の御厚顧に酬ひん事を期し候間何卒格別の御引立を蒙り度此段奉願候先は右御挨拶旁々御披露迄如斯御座候

尙試驗室の設備も致しあり精々御用相願度候

IK

京都市下京區油小路通綾小路角
稻畑商店京都支店
電話（中）三二九八番

© Kyozomekai

其善行ヲ表彰ス

大正八年一月二十日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

西川丸郎兵衛　木戸キヲ
谷林かや　中村善樹三郎
滝松豊次郎　藤林伊之助
高橋乙吉　渡辺治
石黒山太郎　林三郎
小島乙松　吉田愛治
植本高蔵　畑井直三郎
竹内伊太郎　増田喜市
谷口留次郎　木村武雄
廣江かつ　木橋白吉
山口有三郎　奥居幸一郎
佐生與三吉　吉川条作
山川作次郎　太田米次郎
田中庄太郎　大西太一郎
脇坂元次郎　高橋多蔵
多田橋太郎　小谷ツヤ
上石マツ　鵜飼久吉
脇村安太郎

◆公示第五號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正八年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

鈴布再整部員山口栄岡徒弟　田口平吉
鈴樣染部員岡野庫次郎全　山崎佐太郎
友仙部員松村雅全　村中時雄
御召再整部員福田外次郎全　下村善一
柳置部員坂本岩次郎全　岩崎光次郎
友仙部員岡部儀全　前澤喜三郎
渡辺宗七全　松岡留吉
宮島和吉　前西源太郎
横江彌太郎全　小管善吉
山田正太郎全　長谷川喜治
小島彌七全　早川春吉
水谷栄太郎職工全　小路清吉
全　全
全　全
全　全

京都染物同業組合

公示

◆公示第八號

本組合定款第十六條ニヨリ徒弟及職工雇傭契約ヲナシタル者左ノ如ク公示ス

大正八年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙染部員小林栄次郎徒弟　吉田正一
六角神泉苑西入　金久保伊兵衛同
丸太町衣棚下ル　外村佐一郎
同　埼玉縣北埼玉郡鴻巣町　高野精祐
滋賀縣甲賀郡大山村　北村利三郎
同　同　小野木清一郎
大宮通六角下ル　形彫部員小野米吉同
東山線通二條上ル　小宅宇一郎
清水二年坂上ル　中川喜六郎
石川縣江沼郡三谷村　霊野常作
大垣市東二町　友染部員横田長一郎同
石川縣能美郡寺井村　宮川準一
同　友染部員木村栄次郎同
滋賀縣愛知郡愛知川町　東野芳松
同　友仙染部員塚治太郎同　加野久太郎
同　櫻井敬夫　松下與四郎
同　加茂郡富田村　櫻井幸一
同　加茂村　高井秀雄
同　武儀郡乾村

同　羽島郡八剣村　岩田源八
同　岐阜郡白山町　岩田源作
同　揖布再整部員柳田庄次郎同　鈴村新一
石川縣北河北郡空田村　山田直一
友仙染部員長谷川峰次郎同　山崎實
大津市松屋町　浅井忠次
同　小林栄次郎職工
松原油小路東入　清水健之助
同　八木伊三郎同
福井縣大野郡勝山町　橋本作左衛門
兵庫縣尼ヶ崎市大物町　岸本鑑次郎
竹中半次郎同
鳥取縣東伯郡倭瀬村　朝倉政義
同　吉川浅太郎同
大阪府北河内郡津田村　久保田文次郎
同　大江貞蔵同
高倉三條下ル　長谷川六之助
同　東圭一同
鳥取縣東伯郡長瀬村　青木真一
同　伊藤コウ同
愛知縣西春城郡西春村　渡部友三郎
機械染部員新居崎邦三郎職工
島田善之助
岩崎常太郎
小菅外次郎
上野宗太郎
西澤嘉蔵
森田喜三郎
佐々田一雄
友仙染部員西浦茂之助同
鳥取縣八瀬郡岩樫村　尾前福太郎
四條大宮西入　竹本藤次郎
佛光寺大宮西入　福井繁太郎同
同　不破長左衛門
長谷川峰次郎同
大宮下魚棚東入　早川富蔵
長野縣小諸城下町　御澤日吉
府下葛野郡朱雀村壬生　上田源次郎

三重縣桑名郡有吉村　森喜三郎同
府下葛野郡壬生馬塚町　吉安常四郎同
同同　細見辰之助同
大阪府下西成郡西中島村　星川巳之助同
下京區坊城通八條下ル　井田政太郎同
兵庫縣朝來郡生野町　福井繁太郎同
四條大宮西入　清水嘉一同
同　吉浪熊吉同
府下綴喜郡八幡町　中井喜三郎同
同　伊藤清三郎同
本町通十六丁目　出水廣富同
東屋町御池角　大杉幸次郎同
同　力石宇市同
沖野分工場同　結城利夫同
大阪府西成郡豊崎町　藤本忠次郎同
奈良縣高市郡高市村　福谷猶太郎同
三重縣安河郡生垣村　高田德蔵同
油小路魚棚下ル　高村市太郎同
兵庫縣加東郡川安村　柳半蔵同
大阪府三島郡溝作村　御手洗藤太郎職工
同　沖野分工場同　平岡浅吉
坊城三條上ル　白山國之助同
同　御手洗藤太郎同
三條千本東入　廣瀬新太郎同
大阪市北區東野田町　那須氏郎同
同　初田英一同
石川縣鳳至郡南志見村　鎌谷由松同
同　百村勝次郎同
千本丸太町西入　竹原友次郎同
室町上立賣西入　善積正次郎同
一貫町松原上　中川末吉同
同　河内宇之助同
坊城佛光寺上　谷口彌三郎同
同　村松優同
八條堀川下　佐々木健三郎同
同　鳥田音一同
同　西浦茂之助同
同　八木伊三郎同
同　吉川浅太郎同
福井縣大野郡勝山町　福井繁太郎同
同　同
沖野分工場同　沖野分工場同
同　宇留野セム同
同　小林金太郎同
鳥山博三同
百村勝次郎同
同　田吉之助同
同　林田登明一同
佐々木健三郎同　瀧利正太郎同
大原金十郎同　毛式次郎同
水谷利三郎同　村松優同
同　長谷川六之助同
同　尾前福太郎同
同　井上勇夫同
同　井上民久同
同　余座平次郎同
同　土谷武一同
同　平井保次郎同
同　野原定次郎同
同　須来吉同
同　那須来吉同
同　小林金太郎同
同　廣瀬新太郎同
同　田中常次郎同
同　林田登明一同
同　多田吉之助同
同　百村勝次郎同
同　林田登明一同
同　瀧利正太郎同
同　利式次郎同
同　村松優同
同　青木真一同
同　長谷川六之助同
同　尾前福太郎同
同　井上勇夫同
同　井上民久同
同　余座平次郎同
同　土谷武一同
同　平井保次郎同
同　野原定次郎同
同　須来吉同
同　那須来吉同
同　小林金太郎同
同　廣瀬新太郎同
同　田中常次郎同
同　林田登明一同
同　多田吉之助同
同　百村勝次郎同
同　林田登明一同
同　瀧利正太郎同
同　利式次郎同
同　村松優同

◆公示第九號

組合定款第十六條ニヨリ徒弟職工ノ解雇手續ヲ了セシモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正八年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

形彫部員木宰季次郎徒弟　池松鑑次郎
友仙染部員岡鳥勝之助職工　杉本岩次郎
同　吉井京一同　木村常助
同　朝倉政義

雑報

本年一月以来各部々長以下役員定期改選ノ結果左記ノ通當選就職アリ

組島諸色染部々長　永井忠次郎
同　部顧問　加藤善七
同　副部長　木村藤次郎
同　会計係　山田源太郎
同　部会代議員　山口栄蔵
同　同　右田龍太郎
同　同　角橋藤吉
同　同　西鶴忠治
同　糸総色染部々長　池田伊三郎
副部長　木下政次郎
会計係　高岡家松
部会代議員　木下政次郎
同　同　新仁佐吉

就任せり

顧問　加藤善七
部長　永井忠次郎
副部長　木村藤次郎
会計　吉岡甚之助
部会代議員　永井政次郎
田中常次郎
新納峰穂
永井新太郎
今井季吉
出春繁太郎
植村鑑七
池山仙吉

◆授與式　組合員の徒弟にして大正七年中に傭雇契約年限を修了せしものに對し修業證及賞行褒賞狀授與の式を去る二十日午後三時より開催せり當日重なる來賓は府知事代理飯田事務及安藤京都市長商業會議所會頭代理各實業組合組長新聞記者其他各團體代表者等にして金山副組長開會の辭を述べ木村組長證書及褒賞狀を授與せり終りて飯田事務官安藤市長の告辭商業會議所會頭の祝辭徒弟總代安村佐太郎の答辭を以て式を終へたり夫れより中村樓に於て新年宴會を開き午後九時散會せり

◆染織物博覽會　例年三月より開催せらるべき博覽協會主催の博覽會は殆んど勧商場の傾きありて勧業奬勵の趣旨に副はざる觀ありとて出品者年々少なくなれり於之本年度は當局者も大に省みる處ありて他の無貨を省き染織物のみを限り廣く全國より出品せしむる筈にて其規則書を發表せり當組合に於ても大に其擧を賛し各部擧りて出品する筈にて目下勧誘中なるが組合員に於ても他府縣の出品も多數あるべければ奮て出品せらるべく希望す尚當組合よりの出品委員を木村鶴兵衛、金山熊兵衛、高島金兵衛、池田伊三郎、小島彌七、福井繁太郎、八木伊三郎、清水藤三郎、永井政次郎、吉江相吉の諸氏へ協會より囑託せし筈なり

◆紋模樣糊置部　の紋糊置區は從前得意先の出入に關し特別の契約條項を設け實行し來たるも本年度よりは之を取消部規約第九條に依り制定を加へ取締ることに決し左の通知をなせり

○部規約第九條部員ニテ得意先ヲ同フスルモノハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

右の意味は同業者にして一軒の得意先へ出入するものが幾人あるとも常に別け隔ての心なく親密に交際し其注文主に對する取引上總ての方法を同一にせねばならぬたとへば工賃、歩引、取引法は時々打合せ互に不利益を來す如き行爲あるべからず若し後より同業者の得意先へ出入せんとするものは以前より出入し居る同業者を調べ其人々の取引し居る振合の通りにして注文品を受取らねばならぬ其手續をなさず勝手に取引を始め之がために他の同業者へ不利益を及ぼしたる如きことある場合は違反者として處分せらるゝなり

○相出入者ノ名簿ハ部長ノ手許ニアル筈ニヘ出入人名ノ分ラヌモノハ聞合ハサルヘシ

◆營業稅調査員改選　本年度は營業稅調査委員の改選擧期なるを以て例れ三四月頃には選擧會を開かるべき筈なるも若し本月中に其屆出をなさゝるときは資格を失ふを以て組合員は必ず毋一日迄に其手續を了せらるべく尤も吾が組合より調査員を擧ぐると否とは組合員に非常なる利害關係を及ぼすべければ十分の注意あるを要す其手續は目下組合に於て取扱ひ居れば隨時御出所之れあるべし

湯熨斗職ニ經驗アル人若干名募集ス
給料ハ技術ニ應シ高給ヲ給ス

謹賀新年
京都市下京區油小路通錦小路角
IK
稲畑商店京都支店
電話（中）二二九八番
本店　大阪市南區順慶町二丁目
支店　東京　神戸　天津

謹賀新年
精練コルセーユ石鹸
白棒絹練用石鹸
製造業
清弘社
大西工業商會
京都市西堀川通上立賣北入
電話上二九五二番
各社機械油販賣部
石鹸製造部

© Kyozomekai